

令和 6 年度指導監査等の実施結果概要

(社会福祉法人、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、
放課後児童健全育成事業、特定教育・保育施設等、
特定子ども・子育て支援施設等)

伊勢崎市長寿社会部指導監査課

— 目 次 —

I 指導監査等

1. 指導監査等の概要	1
2. 指導監査等の実施概況	2
(1) 社会福祉法人	2
(2) 地域密着型サービス事業	2
(3) 居宅介護支援事業	3
(4) 放課後児童健全育成事業	3
(5) 特定教育・保育施設等	3
(6) 特定子ども・子育て支援施設等	4
3. 指導監査等の実施結果	4
(1) 社会福祉法人	4
(2) 地域密着型サービス事業	7
(3) 居宅介護支援事業	10
(4) 放課後児童健全育成事業	11
(5) 特定教育・保育施設等	13
(6) 特定子ども・子育て支援施設等	14
4. 集団指導	14
5. 特別監査・監査の実施結果	14

II 事務手続

1. 社会福祉法人の事務手続件数	15
------------------	----

III 参 考

○伊勢崎市社会福祉法人指導監査実施規程	16
○伊勢崎市介護保険サービス事業者等指導監査規程	24
○伊勢崎市放課後児童健全育成事業指導検査実施規程	35
○伊勢崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等指導監査規程	38
○伊勢崎市子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等指導監査規程	45
○令和 6 年度伊勢崎市社会福祉法人等指導監査等実施方針	51

I 指導監査等

1. 指導監査等の概要

市では、社会福祉法等の関係法令に基づき、所管する社会福祉法人、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、放課後児童健全育成事業、特定教育・保育施設等及び特定こども・子育て支援施設等（以下、社会福祉法人等という。）に対し、適正な運営・円滑な事業経営の確保と利用者が安心して利用できる施設にすることなどを目的に指導監査及び実地指導（以下、指導監査等という。）を実施しています。

(1) 指導監査等の方法

① 集団指導

同種事業の施設等に対し、一定の場所において集団で講習・説明会形式の指導を行うものです。（県及び県内他市と共同または市が開催）

② 一般監査・実地指導等

通常、定期的に法人及び事業所に赴いて、現地確認やヒアリングを実施しながら行うものです。検査の実施頻度は、原則として3年に1回行います。

③ 特別監査

運営等に重大な問題を有する法人や度重なる一般監査によっても、改善が認められない場合などに、随時行うものです。（対象：社会福祉法人）

④ 監査

重大な法令違反や運営基準違反等が疑われる場合などに、随時行うものです。

(2) 指導監査等の実施機関

社会福祉法人等の指導監査等は市の指導監査課及び関係課が実施しています。

また、社会福祉施設等の指導監査等は県の監査指導課及び生活こども課が実施しています。

(3) 指導監査等に基づく改善指導

指導監査等の結果については、軽微なものは注意で、重要なものは文書指摘を行い、改善結果や改善状況の報告を求めています。

特別監査等の結果については、法令違反や運営基準等の内容により、行政処分（改善命令など）に移行することがあります。

(4) 所管課との連携

市の所管課（子育て支援課、こども保育課、介護保険課）と指導監査等に際し、情報の共有等を行っています。また、県の監査指導課や生活こども課をはじめ、県の所管課（健康福祉課、介護高齢課、障害政策課、こども・子育て支援課）と情報の共有・交換を行い、円滑な業務遂行に務めています。

(5) 指導監査等の情報公開

伊勢崎市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、指導監査等の結果通知及びこれに対応する改善報告について、個人情報を除き開示しています。

また、指導監査等の実施結果概要を市ホームページで公開しています。

2. 指導監査等の実施概況

(1) 社会福祉法人

市内には所管する社会福祉法人(令和6年4月1日現在)が47か所あります。その内の19法人に指導監査等を実施しました。

区 分	対象数	実 施 状 況	
		実施数	実施率
社会福祉関係	1	0	0%
児童福祉関係	31	13	41.9%
老人福祉関係	9	3	33.3%
障害福祉関係	6	3	50%
合 計	47	19	40.4%

注1) 複数の事業を経営する法人は、主たる区分に計上しています。

(2) 地域密着型サービス事業

市内には地域密着型サービス事業所(令和6年4月1日現在)が75か所あります。その内の23か所に指導監査等を実施しました。

区 分	対象数 うち()は休止中	実 施 状 況	
		実施数	実施率
小規模多機能型居宅介護事業所	7	2	28.6%
看護小規模多機能型居宅介護事業所	5	3	60%
認知症対応型共同生活介護事業所	23	10	43.5%
認知症対応型通所介護事業所	1	0	0%
地域密着型通所介護事業所	35	8	22.9%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	3	0	0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0%
合 計	75	23	30.7%

(3) 居宅介護支援事業

市内には居宅介護支援事業所(令和6年4月1日現在)が62か所あります。その内の22か所に指導監査等を実施しました。

区 分	対象数 うち()は休止中	実 施 状 況	
		実施数	実施率
居宅介護支援事業所	62 (3)	22	35.5%
合 計	62 (3)	22	35.5%

(4) 放課後児童健全育成事業

市内には放課後児童クラブ(令和6年4月1日現在)が70か所あります。その内の20か所に指導監査等を実施しました。

区 分	対象数	実 施 状 況	
		実施数	実施率
放課後児童クラブ(公設公営)	3	3	100%
放課後児童クラブ(公設民営)	9	0	0%
放課後児童クラブ(民設民営)	58	17	29.3%
合 計	70	20	28.6%

(5) 特定教育・保育施設等

市内には特定教育・保育施設等(令和6年4月1日現在)が60か所あります。その内の19か所に指導監査等を実施しました。

区 分	対象数 うち()は休園中	実 施 状 況	
		実施数	実施率
幼稚園(公立)	7 (1)	0	0%
幼稚園(私立)	0	0	0%
保育所(公立)	5	5	100%
保育所(私立)	25	11	44%
幼保連携型認定こども園	16	3	18.8%
幼稚園型認定こども園	5	0	0%
保育所型認定こども園	0	0	0%
地方裁量型認定こども園	2	0	0%
合 計	60	19	31.7%

(6) 特定子ども・子育て支援施設等

市内には特定子ども・子育て支援施設等(令和6年4月1日現在)が82か所あります。その内の23か所に指導監査等を実施しました。

区 分	対象数 うち()は休園中	実 施 状 況	
		実施数	実施率
一般型一時預かり事業	39	16	41.0%
幼稚園型一時預かり事業	27 (1)	3	11.1%
私学助成幼稚園	1	0	0%
認可外保育施設	14	4	28.6%
子育て援助活動支援事業	1	0	0%
合 計	82	23	28.0%

3. 指導監査等の実施結果

(1) 社会福祉法人

令和6年度は、社会福祉関係0法人、児童福祉関係13法人、老人福祉関係3法人、障害福祉関係3法人、計19法人に指導監査等を行いました。指摘事項の件数は全体で41件でした。

◎区分毎の指摘事項の件数

区分 項目	社会福祉 関 係	児童福祉関 係	老人福祉 関 係	障害福祉 関 係	合 計
	0 法人	13 法人	3 法人	3 法人	19 法人
組織運営	0	14	5	1	20
事業	0	0	0	0	0
管理	0	16	3	2	21
合 計	0	30	8	3	41

◎区分毎の指摘事項の内容

社会福祉法人の一般監査において多かった指摘事項は、「経理規程」でした。なお、指導監査等を行った19法人のうち、指摘事項のあった法人は14法人でした。

項 目	指 摘 内 容	社 会 福 祉 関 係	児 童 福 祉 関 係	老 人 福 祉 関 係	障 害 福 祉 関 係	合 計

1 法人 運 営	1. 定款		1. 定款の不備		2		1	3
			2. 定款の変更手続					
			3. 定款の公表					
	2. 内部管理体制		1. 内部管理体制の整備					
	3. 評議員・ 評議員会	(1)	1. 評議員の選任		2	1		3
			2. 評議員の適格性		3			3
			3. 評議員の定数		1			1
		(2)	1. 評議員会の招集					
			2. 評議員会の決議					
			3. 評議員会の記録					
			4. 評議員会の決算手続					
	4. 理事	(1)	1. 理事の定数					
		(2)	1. 理事の選任及び解任		1	1		2
		(3)	1. 理事の適格性		2	1		3
			2. 理事の識見					
		(4)	1. 理事長の選定					
	5. 監事	(1)	1. 監事の定数		1			1
		(2)	1. 監事の選任及び解任					
			2. 監事の適格性		1	1		2
			3. 監事の識見					
		(3)	1. 監事の職務					
	6. 理事会	(1)	1. 理事会の招集					
			2. 理事会の決議		1	1		2
			3. 理事の権限					
			4. 理事長の職務					
		(2)	1. 理事会の記録					
		(3)	1. 債務の状況					
	7. 会計監査 人		1. 会計監査人の設置					
			2. 会計監査人の選任					
			3. 会計監査人の会計監査					
	8. 評議員、理 事、監事及び 会計監査人の 報酬	(1)	1. 評議員の報酬					
			2. 理事の報酬					
			3. 監事の報酬					
			4. 会計監査人の報酬					
		(2)	1. 報酬の支給基準					

		(3)	1. 報酬の支給					
		(4)	1. 報酬の公表					
	小 計			0	14	5	1	20
事業	1. 事業一般		1. 事業の実施					
			2. 公益的な取組					
	2. 社会福祉事業		1. 社会福祉事業の実施					
			2. 社会福祉事業の資産					
	3. 公益事業		1. 公益事業の実施					
	4. 収益事業		1. 収益事業の実施					
			2. 収益事業の規模					
小 計			0	0	0	0	0	
管理	1. 人事管理		1. 人事の管理					
	2. 資産管理	(1)	1. 基本財産の管理					
		(2)	1. 基本財産以外の管理					
		(3)	1. 株式の保有					
		(4)	1. 不動産の借用		2			2
	3. 会計管理	(1)	1. 会計の原則					
		(2)	1. 経理規程		12	2	2	16
			2. 体制の整備					
		(3)	1. 事業の区分					
			2. 会計の処理					
			3. 計算書類の作成		2			2
		(4)	1. 会計帳簿の作成					
		(5)	1. 注記の作成					
			2. 附属明細書の作成					
			3. 財産目録の作成					
	4. その他	(1)	1. 利益供与の禁止			1		1
		(2)	1. 社会福祉充実計画					
		(3)	1. 情報の公表					
		(4)	1. サービスの質の向上					
			2. 苦情解決の仕組み					
			3. 登記					
			4. 契約等					
	小 計			0	16	3	2	21
合 計			0	30	8	3	41	

(2) 地域密着型サービス事業

指導監査等を行った 23 地域密着型サービス事業所のうち指摘事項（改善報告を要するもの）のあった事業所は 3 か所で、指摘事項の件数は 5 件でした。指摘事項が多かったものは、「従業員の員数」及び「虐待の防止」でした。

項	目	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	地域密着型通所介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉 看 護	定期巡回・随時対応型訪問介護	合 計
		実施事業所数	2	3	10	0	8	0	0	
1．基本方針		0	0	0	0	0	0	0	0	0
2．人員に関する基準	従業者の員数					2				2
	管理者									
	代表者									
	小 計	0	0	0	0	2	0	0	0	2
3．設備に関する基準	登録定員・利用定員									
	設備・備品等									
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4．運営に関する基準	内容・手続の説明 と同意									
	提供拒否の禁止									
	サービス提供困難 時の対応									
	受給資格等の確認									
	要介護認定の申請 に係る援助									
	入退居									
	心身の状況等の把握									
	居宅介護支援事業 者等の連携									

4. 運営に関する基準	居宅サービス事業者等との連携							
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助							
	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供							
	居宅サービス計画等の変更の援助							
	身分を証する書類の携行							
	サービス提供の記録							
	利用料等の受領							
	保険給付の請求のための証明書の交付							
	取扱方針							
	具体的取扱方針							
	主治の医師との関係							
	居宅サービス計画の作成							
	法定代理受領サービスに係る報告							
	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付							
	個別サービス計画の作成・報告書の作成							
	介護の提供							
	食事の提供							
	機能訓練							

4. 運営に関する基準

栄養管理								
口腔衛生の管理								
健康管理								
相談・援助								
入所者の入院期間中の取扱い								
管理者の責務等								
計画担当介護支援専門員の責務								
介護等								
利用者に関する市への通知								
社会生活上の便宜の供与等								
管理者による管理								
緊急時等の対応								
運営規程								
勤務体制の確保等								
業務継続計画の策定等								
掲 示								
秘密保持等								
広 告								
定員の遵守					1			1
地域との連携等								
非常災害対策								
衛生管理等								
協力医療機関等								
居宅介護支援事業者に対する利益供与(収受)等の禁止								
調査への協力等								
居住機能を担う併設施設等への入居								

	苦情処理								
	事故発生時の対応								
	虐待の防止			1		1			2
	会計の区分								
	記録の整備								
	生産性の向上								
	電磁的記録等								
	小 計	0	0	1	0	2	0	0	3
5. 変更の届出等		0	0	0	0	0	0	0	0
6. 介護給付費の算定及び取扱い	基本的事項								
	基本報酬								
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 加算・減算	各種加算								
	各種減算								
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	1	0	4	0	0	5

(3) 居宅介護支援事業

指導監査等を行った 22 居宅介護支援事業所のうち指摘事項のあった事業所は 1 か所で、指摘事項の件数は 1 件でした。

項 目		合 計
	実施事業所数	22
I. 基準条例 1. 基本方針		0
2. 人員基準	1. 介護支援専門員	0
	2. 管理者	0
	小 計	0
3. 運営基準	1. 重要事項の説明・同意	0
	2. 提供拒否の禁止	0
	3. サービス提供困難時の対応	0
	4. 受給資格等の確認	0
	5. 要介護認定の申請に係る援助	0
	6. 身分を証する書類の携行	0

3. 運営基準	7. 利用料等の受領	0
	8. 保険給付の請求のための証明書の交付	0
	9. 指定居宅介護支援の基本取扱方針	0
	10. 居宅サービス計画作成の基本方針	0
	11. 居宅サービス計画作成に係る一連の業務	0
	12. 法定代理受領サービスに係る報告	0
	13. 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	0
	14. 利用者に関する市町村への通知	0
	15. 管理者の責務	0
	16. 運営規程	0
	17. 勤務体制の確保	0
	18. 業務継続計画の策定等	0
	19. 設備及び備品等	0
	20. 従業員の健康管理	0
	21. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	0
	22. 掲示	0
	23. 秘密保持	0
	24. 広告	0
	25. 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止	0
	26. 苦情処理	0
	27. 事故発生時の対応	0
	28. 会計の区分	0
	29. 記録の整備	0
	30. 虐待の防止	0
	小 計	0
II. 届出		0
III. 介護給付費		1
合 計		1

(4) 放課後児童健全育成事業

指導監査等を行った 20 クラブのうち指摘事項のあったクラブは 4 クラブで、指摘事項の件数は 4 件でした。指摘事項で最も多かったものは、「職員体制」でした。

項 目			合 計
I. 組	1. 総則的事項	1. 事業目的と役割	0

組織編	2. 事業の枠組み	1. 対象児童及び規模	0
		2. 開所日・開所時間	0
		3. 利用の開始に関わる留意事項	0
	3. 施設・設備	1. 施設	0
		2. 設備・備品	0
	4. 職員体制・ 人材育成	1. 職員体制	3
		2. 放課後児童支援員等の役割	0
		3. 権利擁護・法令遵守等	0
		4. 研修	0
	小 計		3
Ⅱ. 事業編	1. 事業内容	1. 事業内容	0
		2. 事業を進める上での留意点	0
	2. 障害のある子どもの 受け入れについて	1. 障害のある子どもの受け入れについての考え方	0
		2. 障害のある子どもの受け入れ体制の整備	0
	3. 保護者への 支援・連携	1. 保護者への連絡・支援	0
		2. 保護者及び保護者組織との連携	0
	4. 学校・地域 との連携	1. 学校との連携	0
		2. 地域・関係機関との連携	0
	小 計		0
Ⅲ. 管理編	1. 児童虐待等への対応	1. 早期発見・関係機関との連携	0
	2. 安全対策・ 緊急時対応	1. 事故やケガの防止と対応	0
		2. 衛生管理	0
		3. 防災・防犯対策	0
		4. 来所帰宅時の安全確保	0
		5. 緊急時の対応	0
		6. 安全計画の策定等	0
		7. 自動車を運行する場合の所在の確認	0
		8. 業務継続計画の策定等	0
	3. 運営管理	1. 権利擁護・法令遵守等	0
		2. 適正な会計管理・情報	0
		3. 要望・苦情への対応	1
		4. 事業内容向上への取組	0
		5. 労働環境整備	0
	小 計		1

合	計	4
---	---	---

(5) 特定教育・保育施設等

19 施設について指導監査等を行い、指摘事項のあった施設は 1 施設で、指摘事項の件数は 1 件でした。

項 目		合 計
	実施事業所数	19
I. 基本方針	1. 一般原則	0
II. 利用定員	1. 利用定員に関する基準	0
III. 運営	1. 内容及び手続の説明並びに同意	0
	2. 正当の理由のない提供拒否の禁止	0
	3. 私立保育所の委託拒否の禁止	0
	4. 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	0
	5. 教育・保育提供困難時の対応	0
	6. あっせん及び要請への協力	0
	7. 利用調整への協力	0
	8. 受給資格等の確認	0
	9. 給付認定申請の援助	0
	10. 心身の状況等の把握	0
	11. 小学校等との連携	0
	12. 教育・保育の提供の記録	0
	13. 利用者負担額等の受領	0
	14. 施設型給付等の額に係る通知	0
	15. 特定教育・保育の取り扱い方針	0
	16. 特定教育・保育に関する評価等	0
	17. 相談及び援助	0
	18. 緊急時等の対応	0
	19. 教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知	0
	20. 運営規程	0
	21. 勤務体制の確保等	0
	22. 定員の遵守	0
	23. 掲示	0
	24. 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	0

Ⅲ. 運営	25. 虐待等の禁止	1
	26. 秘密保持等	0
	27. 情報の提供等	0
	28. 利益供与等の禁止	0
	29. 苦情への対応	0
	30. 地域との連携等	0
	31. 事故発生の防止及び発生時の対応	0
	32. 会計の区分	0
	33. 記録の整備	0
	34. 特別利用保育の基準	0
	35. 特別利用教育の基準	0
	36. 電磁的記録等	0
	小 計	1
合 計		1

(6) 特定子ども・子育て支援施設等

23 施設について指導監査等を行いました。指摘事項はありませんでした。

4. 集団指導

令和 7 年 2 月 放課後児童クラブ（民設民営）を対象
 令和 7 年 3 月 特定教育・保育施設等を対象
 令和 7 年 3 月 特定子ども・子育て支援施設等を対象
 令和 7 年 3 月 社会福祉法人を対象
 令和 7 年 3 月 地域密着型サービス事業所を対象
 令和 7 年 3 月 居宅介護支援事業所を対象

5. 特別監査・監査の実施結果

指導監査等の結果や苦情・通報等の情報を踏まえ、必要に応じて特別監査や監査を行います。今年度は該当ありませんでした。

Ⅱ 事務手続

1. 社会福祉法人の事務手続件数

種 類	件数	内 容 等
定款変更認可申請	6	定款変更のうち認可が必要な場合の変更認可 (目的・名称・社会福祉事業の種類等、届出で足りるもの以外)
定款変更届	2	定款変更のうち届出で足りる場合の変更届受理 (事務所の所在地変更・基本財産の増加・広告方法変更)
理事長変更届	3	理事長の変更届受理
基本財産処分承認申請	1	社会福祉法人が、基本財産の処分をする場合の所轄庁の承認
基本財産担保提供承認申請	1	社会福祉法人が、基本財産の担保提供をする場合の所轄庁の承認
理事在任証明書	0	登記申請を行うにあたり、理事会議事録署名人である理事が、当該法人の理事であることの在任証明書発行
監事在任証明書	0	登記申請を行うにあたり、理事会議事録署名人である監事が、当該法人の監事であることの在任証明書発行
現況報告書	47	毎会計年度終了後、財務諸表等と共に提出される報告書受理
その他証明書	0	上記のもの以外の証明書発行
合 計	60	

Ⅲ 参 考

○伊勢崎市社会福祉法人指導監査実施規程

平成25年 3 月29日訓令甲第 5 号

改正

平成26年 3 月31日訓令甲第 7 号

平成29年 3 月31日訓令甲第 9 号

平成31年 3 月28日訓令甲第 4 号

令和 4 年 3 月30日訓令甲第 5 号

伊勢崎市社会福祉法人指導監査実施規程

(目的)

第 1 条 この訓令は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第 1 項の規定による社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査について、法、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）及び組合等登記令（昭和39年政令第29号）（以下これらを「関係法令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、法人の自主性及び自律性を尊重し、法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図り、もって本市における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 指導監査は、次に掲げる基本方針に基づき実施する。

- (1) 関係法令に基づき、かつ、指導監査に関する国の通知等を勘案し、厳正かつ効果的に実施する。
- (2) 指導監査が画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、法人の問題解決を図り、自立的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。
- (3) 法人が関係法令若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該法人の運営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法に定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。

(指導監査の類型)

第3条 指導監査は、一般監査及び特別監査とし、いずれも実地において行う。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

2 一般監査は、一定の周期で実施するものとし、その実施に当たっては、年度当初に社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）並びに指導監査の対象とする法人及び実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙指導監査ガイドライン（以下「指導監査ガイドライン」という。）に基づき実施する。

3 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人又は度重なる一般監査によっても改善の措置が認められず、特別監査により改善を促すことが適当である法人に対して随時実施するものとし、その実施に当たっては、指導監査ガイドラインに基づき行うほか、当該問題等の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

(年次実施計画及び月別実施計画)

第4条 一般監査の実施に当たっては、次のとおり年次実施計画及び月別実施計画を定める。

(1) 年次実施計画は、実施時期、班編成等を、毎年度一般監査の開始時までには定める。この場合において、班編成の班は、職員2人以上で構成するものとする。

(2) 月別実施計画は、実施日及び担当職員を、一般監査実施日の属する月の前々月末までに定める。

(一般監査の実施の周期)

第5条 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとと

もに、前回の指導監査の状況を勘案し、次の各号に掲げる事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、3年に1回とする。

- (1) 法人の運営について、法令、通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
- (2) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費、報酬の請求等に大きな問題が特に認められないこと。

2 市が実施する一般監査と群馬県が実施する施設又は事業に対する監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが市長及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、市長の判断により、監査の実施の周期を3年に1回を超えない範囲で設定することができる。この場合において、市長は、法人の理解及び協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当し、かつ、市長が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、当該各号に掲げる周期まで延長することができる。

- (1) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人（以下「会計監査人設置法人」という。）において、法第45条の19第1項及び規則第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に無限定適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回
- (2) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人に

よる監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。)が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、無限定適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合 5年に1回

- (3) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下これらを「専門家」という。)による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として、会計監査及び専門家による支援等について(平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。以下「通知」という。)に定める書類が提出された場合 4年に1回

4 第1項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる事項に問題が認められない法人のうち、前項各号に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号のいずれかに該当する場合にあって、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると市長が判断するときは、一般監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。

- (1) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること(一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。)
又はISO9001の認証取得施設を有していること。

- (2) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。

- (3) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

5 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施するものとする。

6 法人の運営等に関する問題が発生した場合又は毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合は、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応するものとする。

(指導監査事項の省略等)

第6条 会計監査人設置法人及び法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、監査の際に作成された会計監査報告に無限定適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見が記載されている場合は、指導監査ガイドラインのⅢ管理の3会計管理に関する監査事項を省略することができる。ただし、除外事項を付した限定付適正意見が記載されている場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査により確認するものとする。

2 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援及び財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として、通知に定める書類により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると市長が判断する場合には、指導監査ガイドラインのⅢ管理の3会計管理に掲げる監査事項を省略することができる。

3 前2項に規定する会計監査及び専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、指導監査ガイドラインのⅠ組織運営に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として通知に定めるものの内容を活用し、効率的な実施を図るものとする。

(自主点検表等の提出)

第7条 市長は、法人に対し、実施方針を踏まえて一般監査に必要な項目を掲げた自主点検表及び添付資料の様式を作成し、市長が指定する期限までに提出するよう求める。

(一般監査の実施)

第8条 一般監査は、次のとおり実施する。

- (1) 一般監査実施通知は、原則として一般監査実施日の属する月の前々月末に、法人の代表者に対して通知する。
- (2) 一般監査の実施に当たっては、原則として法人の監事の立会いを求める。

- (3) 一般監査終了後、一般監査を担当した職員（以下「監査担当職員」という。）が相互で調整を行った上、法人の代表者等に対して一般監査結果を講評し、改善が必要な事項と解決方法を指示する。この場合において、監査担当職員は、自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等にあつては、現地での講評を行わず関係者を招致して行うことができる。
- （特別監査の実施）

第9条 特別監査は、次のとおり実施する。

- (1) 特別監査実施通知は、一般監査に準じて、事前に文書により行う。ただし、特別監査の目的及び効果を勘案し、特別監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができるものとする。
- (2) 特別監査は、監査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。
- (3) 特別監査終了後、特別監査を担当した職員が相互で調整を行った上、法人の役員等に対して特別監査結果を講評し、改善が必要な事項と解決方法を指示する。ただし、必要に応じ、現地での講評を行わず関係者を招致して講評を行うことができる。

（指導監査の結果及び改善状況の報告）

第10条 指導監査の結果に基づき行う法人に対する指導は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおり実施する。

- (1) 法令又は通知等の違反が認められる場合 違反が認められる事項について、改善のために必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨の文書による指導（以下「文書指摘」という。）を行うものとし、改善措置の具体的な内容について、当該文書の発送日の30日以内に法人から報告をさせ、市長が必要と認める場合は、法人における改善状況を確認するため、実地において調査を行うことができる。ただし、当該違反の程度が軽微である場合又は当該違反について文書指摘又は実地調査による指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭による指導（以下「口頭指摘」という。）をすることができる。

(2) 法令又は通知等の違反が認められない場合 法人運営に資するものと考えられる事項について、助言をすることができる。

2 口頭指摘及び前項第2号に規定する助言による指導を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する。

3 第1項に規定する指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとし、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るように努め、自律的な運営を促すものとする。

4 第1項に規定する指導を行った事項について改善が図られない場合は、法第56条第4項又は第58条第2項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）をする等所要の措置を講ずることができる。

5 改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、法第56条第5項の規定に基づき、その旨の公表をする等所要の措置を講ずることができる。

（行政処分）

第11条 改善勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第56条第6項又は第58条第3項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（以下「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずることができる。

2 改善命令に従わないときは、法第56条第7項及び第8項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員了解職勧告又は解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施することができる。

（指導監査結果の公表）

第12条 指導監査の実施結果については、毎年度その概要を作成し、公表するものとする。

（その他）

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令甲第7号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令甲第9号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日訓令甲第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓令甲第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

○伊勢崎市介護保険サービス事業者等指導監査規程

令和 5 年 3 月 24 日 訓令 甲 第 9 号

改正

令和 6 年 3 月 28 日 訓令 甲 第 8 号

伊勢崎市介護保険サービス事業者等指導監査規程

伊勢崎市介護保険サービス事業者等指導監査規程（平成28年伊勢崎市訓令甲第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、保険給付の適正化及び介護サービス提供の充実を図るため介護保険のサービス事業者等（以下「介護保険施設等」という。）に対し行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく指導、法第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27及び第115条の45の7の規定に基づく監査並びに法第115条の33の規定に基づく検査に関し必要な事項を定めるものとする。

（指導方針）

第2条 指導は、介護保険施設等に対し、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等（以下「基準等」という。）に定める介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）の対象サービスの取扱い、介護報酬（介護給付等に係る費用をいう。以下同じ。）の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（指導形態等）

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

- （1） 集団指導 指定権限が市長にある介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。この場合において、オンライン等（オンラ

イン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。)の活用による動画配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

ア 運営指導の形態 運営指導は、次に掲げる(ア)から(ウ)までの内容について、原則、実地に行う。この場合において、市長が単独で行うものを一般指導とし、市長が厚生労働大臣又は群馬県知事(以下「知事」という。)と合同で行うものを合同指導とする。なお、(ア)から(ウ)までの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することができるものとする。

(ア) 介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質(施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。)に関する指導

(イ) 最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導
(ウ)に関するものを除く。)

(ウ) 報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度 運営指導は、原則として指定有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行うものとし、居宅サービス(居住系サービスに限る。)、地域密着型サービス(居住系サービス又は施設系サービスに限る。)又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことを基本とする。

ウ 運営指導の内容 運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、ア(ア)及び(イ)については、別に定める介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目(以下「確認項目」という。)及び標準的な確認すべき文書(以下「確認文書」という。)に基づき実施する。

(指導対象)

第4条 指導は、全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については次に定めるところにより一定の方針に基づき行う。

(1) 集団指導 市長が指定の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。

(2) 運営指導

ア 一般指導 実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう市長が介護保険施設等を選定する。

イ 合同指導 一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

(指導方法等)

第5条 指導方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知 市長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として2箇月前までに通知する。

イ 指導方法 実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫するとともに、実施体制等により単独での実施が困難な場合は、群馬県（以下「県」という。）又は他の市町村と合同で実施することを検討する。この場合において、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるように情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 実施通知 市長は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に原則として1箇月前までに通知する。ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

(オ) 準備すべき書類等

(カ) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

イ 指導方法 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。ただし、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

ウ 運営指導の留意点

(ア) 所要時間の短縮等 運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、運営指導の頻度向上を図る。

(イ) 同一所在地等の運営指導の同時実施 同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導は、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

(ウ) 運営指導で準備する書類等 運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写し等については1部とする。この場合において、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

(エ) 利用者等の記録等の確認 利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断するときを除き、対象は原則として3人以内とする。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援員1人当たり1人から2人の利用者についてその記録等を確認する。

エ 指導結果の通知等 運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合又は介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要する事項（以下これらを「指摘事項」という。）がある場合は運営指導による結果及び改善通知書（指摘事項）（様式第1号）により、指摘事項及び指摘事項に該当しない軽微な事項（以下「注意事項」という。）がある場合は運営指導による結果及び改善通知書（指摘事項及び注意事項）（様式第2号）により、注意事項がある場合は運営指導結果通知書（注意事項）（様式第3号）により、特に改善の必要が認められなかった場合は運営指導結果通知書（様式第4号）により、後日文書によってその旨を通知する。

オ 報告書の提出 運営指導による結果及び改善通知書を送付した当該介護保険施設等に対し、文書で通知した日から30日以内に運営指導改善状況報告書（様式第5号）により改善状況の報告を求めるものとする。

（監査への変更）

第6条 運営指導を実施中に、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- （1） 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- （2） 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- （3） 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- （4） 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（指導に当たっての留意点）

第7条 指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特に

次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導及び当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- (2) 運営指導における個々の指導に当たっては、具体的な状況及び理由を聴取し、根拠規定並びにその趣旨及び目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- (3) 運営指導における介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業員や介護保険施設等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは差し支えない。

(監査方針)

第8条 監査は、介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、市長が条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合若しくは不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）又は介護給付等対象サービスの利用者、入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、市が当該介護保険施設等に対して報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。

(監査の実施)

第9条 監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 市が高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会、伊勢崎市以外の保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報

ア 法第23条の規定により指導を行った市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は法第24条の規定により指導を行った厚生労働大臣又は都道府県知事が、介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

イ 併設の介護保険施設等への法第23条及び第24条の規定による指導又は法第76条等の規定による監査について確認した指定基準違反等

(監査方法等)

第10条 監査方法等は、次のとおりとする。

(1) 指定権限が市長にある介護保険施設等に対する監査

ア 実施通知 市長は、監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。この場合において、法第23条の規定により運営指導を実施中に監査に移行したときは、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(ア) 監査の根拠規定

(イ) 監査の日時及び場所

(ウ) 監査担当者

(エ) 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

(オ) 必要な書類等

(カ) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

イ 情報提供等 市長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(2) 指定権限等が県にある介護保険施設等に対する監査

ア 実施通知 前号アに準ずる。

イ 情報提供等 市長は、指定又は許可の権限が県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等及び指定介護予防サービス事業者等（以下「県指定サービス事業者」という。）について監査を行う場合は、知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。この場合において、県指定サービス事業者の介護給付等対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うよう依頼するものとする。

ウ 県への通知 市長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書により知事に通知する。ただし、県と市が同時に監査を行っている場合には、これを省略することができる。

(3) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査実施後速やかに監査結果通知書（様式第6号）によりその旨を介護保険施設等に通知するものとする。

イ 監査結果通知書を送付した介護保険施設等に対し、監査の結果に対する報告

書（様式第7号）により改善状況の報告を求めるものとする。

（4） 行政上の措置 市長は、介護保険施設等（指定権限が市長にある介護保険施設等に限る。以下この条において同じ。）に指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合は、次に掲げる手続の区分に応じ、それぞれ定める方法により行政上の措置をとるものとする。

ア 勧告 介護保険施設等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、改善勧告書（様式第8号）により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、勧告したときは、当該介護保険施設等に対し、期限内に勧告事項改善報告書（様式第9号）によりとった措置について報告を求める。

イ 命令 介護保険施設等が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、改善命令書（様式第10号）によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。この場合において、命令したときは、当該介護保険施設等に対し期限内に命令事項改善報告書（様式第11号）によりとった措置について報告を求める。

ウ 指定の取消し等 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号及び第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合には、指定取消通知書（様式第12号）により当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は指定効力停止通知書（様式第13号）により期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）をすることができる。

（5） 聴聞等 監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各

号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は除く。

(6) 経済上の措置

ア 取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けているときは、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払に係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

イ アの不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(検査方針)

第11条 検査は、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出るとされた介護保険施設等の事業所が、法第115条の32第1項に規定する業務管理体制を整備していることを確認することを方針とする。

(検査方法等)

第12条 検査方法等は、次のとおりとする。

(1) 一般検査 原則として6年に1回以上、所定の項目を記載した書類を提出させるものとする。

(2) 特別検査 介護保険施設等の事業所において指定の取消しに相当する事案が発覚した場合に、当該介護保険施設等の本部に立ち入り、又は当該介護保険施設等若しくは当該介護保険施設等の従業員に対し出頭を求めるものとする。

(3) 検査結果の通知等

ア 検査の結果、指摘事項がある場合は検査による結果及び改善通知書（様式第14号）により、特に指摘事項がない場合は検査結果通知書（様式第15号）により、通知するものとする。

イ 検査による結果及び改善通知書を送付した介護保険施設等に対し、通知した日から30日以内に、検査による結果及び改善通知書で指摘した事項について検

査改善状況報告書（様式第16号）により報告を求めるものとする。

（その他）

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日訓令甲第8号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

○伊勢崎市放課後児童健全育成事業指導検査実施規程

平成27年10月30日訓令甲第6号

改正

平成29年3月31日訓令甲第10号

伊勢崎市放課後児童健全育成事業指導検査実施規程

(目的)

第1条 この訓令は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の3第1項の規定による放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者等」という。）に対する指導検査について必要な事項を定めることにより、適正な放課後児童健全育成事業の運営の確保を図り、もって本市における児童福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導検査は、次に掲げる基本方針に基づき実施する。

- (1) 関係法令及び厚生労働省通知のほか、伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第34号）に定める基準（以下「最低基準」という。）に基づき、厳正かつ効率的に実施するとともに、画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、事業者等へ問題解決、利用者の処遇の向上等必要な措置を促すための具体的な助言及び指導を行う。
- (2) 放課後児童健全育成事業が最低基準に適合しないと認められ、必要な措置が速やかに講じられないときは、事業者等に対し、法に定めるところにより行政上の措置を行うための手続を進める。

(実施方針及び実施計画)

第3条 市長は、指導検査を効果的に行うため、指導検査の重点項目を掲げる指導検査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度指導検査開始時まで定める。

2 市長は、指導検査の実施計画として、次のとおり年次実施計画及び月別実施計

画を定める。

(1) 年次実施計画は、実施時期、班編成等を、毎年度指導検査の開始時まで
に定める。この場合における班編成の班は、職員2人以上で構成するものとする。

(2) 月別実施計画は、実施日及び担当職員を、指導検査実施日の属する月の
前々月末までに定める。

(実施回数)

第4条 指導検査は、原則として、3年に1回実施する。ただし、次の各号のい
ずれかに該当する場合に限り、年1回実施する。

(1) 最低基準、国の通知等に照らし重大な問題が認められる場合

(2) その他市長が必要と認める場合

(自主点検表等の提出)

第5条 市長は、事業者等に対し、実施方針を踏まえて指導検査に必要な項目を掲
げた自主点検表及び添付資料の様式を作成して送付し、市長が指定する期限まで
に提出するよう求めるものとする。

(指導検査の実施)

第6条 指導検査は、次のとおり実施する。

(1) 実施日は、事業者等の事情等を考慮して定める。

(2) 実施通知は、原則として実施日の属する月の前々月末に、事業者等の代表
者に対して行う。

(3) 実施に当たっては、事業者等の代表者等の立会いを求める。

(4) 文書により改善を要すると認められた事項（以下「指摘事項」という。）
が過去数年間ない等、特に問題がないと認められる事業者等に対しては、あらか
じめ指導検査事項を限定し、短時間で実施することができるものとする。

(5) 終了後、指導検査を担当した職員（以下「検査担当職員」という。）が相
互で調整を行った上で、事業者等の代表者等に対して検査結果を講評し、改善が
必要な事項及び解決方法を指導する。ただし、検査結果で疑義が生じた場合等に
あっては、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

(指導検査終了後の取扱い)

第7条 指導検査後の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 検査担当職員は、指導検査終了後、速やかにその結果についての指導検査報告書を作成し、上司に復命する。
- (2) 指摘事項に該当しない事項であっても、放課後児童健全育成事業の適正な運営及び質の確保並びに利用者の処遇の向上に資すると認められる事項については、口頭又は事業者等の代表者に対する通知により指導する。
- (3) 指導検査の結果、指摘事項があった場合は、市長は、事業者等の代表者に対し、問題点、改善方法、改善期日等を記載した指導検査結果通知書により通知し、改善報告書の提出を求め、必要に応じて実地において確認を行うものとする。なお、改善報告書の提出期日は、指導検査結果通知書の発送日の30日以内とする。

(行政上の措置)

第8条 市長は、改善報告書が期限内に提出されないとき、又は改善内容を精査した結果、改善の意志がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法第34条の8の3第3項の規定により、必要な措置を採るべき旨を命ずるものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、事業者等が法第34条の8の3第4項の規定に該当するときは、同項の規定により、事業の制限又は停止を命ずるものとする。

(指導検査結果の公表)

第9条 指導検査の実施結果は、毎年度その概要を作成し、公表するものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令甲第10号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

○伊勢崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等指導監査規程

平成29年3月14日訓令甲第4号

改正

平成29年3月31日訓令甲第11号

令和3年3月25日訓令甲第1号

令和3年9月29日訓令甲第8号

伊勢崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等指導監査規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づく指導（法第14条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査をいう。以下同じ。）及び監査（法第38条第1項又は第50条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査をいう。以下同じ。）並びに検査（法第56条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導方針)

第2条 指導は、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる事項について周知徹底させるとともに、過誤及び不正の防止を図ることを方針とする。

- (1) 法第33条及び第45条に定める特定教育・保育施設等の設置者及び事業者の責務
- (2) 伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第32号）に規定する運営に関する基準
- (3) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）及び特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23

日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に規定する施設型給付費等の請求等に関する事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定教育・保育の提供、施設の運営に関する基準及び施設型給付費等の請求等に関する事項に係る通知等
(指導形態)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 特定教育・保育施設等に対し、必要な指導の内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行うもの
(2) 実地指導 特定教育・保育施設等に対し、市長が必要と認める場合に、前条各号に掲げる事項の遵守に関して指導を行うもの
(選定基準)

第4条 指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、次の選定基準により一定の計画に基づいて選定する。

- (1) 集団指導の選定基準

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等 おおむね1年以内に全ての施設を対象として選定すること。

イ ア以外の特定教育・保育施設等 特定教育・保育の提供、施設等の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定すること。

- (2) 実地指導の選定基準

ア 定期的かつ計画的に対象となる特定教育・保育施設等を選定すること。

イ 実地指導の結果、法令若しくは条例に規定する最低基準又は通知等が遵守されていない事項（以下「指摘事項」という。）に係る改善状況に問題がある等により、引き続き指導が必要と認められる特定教育・保育施設等については、指導の必要に応じて選定すること。

ウ その他特に実地指導が必要と認められる特定教育・保育施設等を対象に選定すること。

(指導方法等)

第5条 指導方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知 指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を文書により、当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知すること。

イ 指導方法 特定教育・保育の提供、施設等の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行うこと。この場合において、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供を行うとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定すること。

(2) 実地指導

ア 指導通知 指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により、原則として指導実施日の属する月の前々月末までに当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知すること。

イ 指導方法 特定教育・保育施設等の設置者等から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行うこと。

ウ 結果通知 実地指導の結果、指摘事項がある場合については実地指導による結果及び改善通知書（指摘事項）（様式第1号）により、指摘事項及び指摘事項に該当しない軽微な事項（以下「注意事項」という。）がある場合については実地指導による結果及び改善通知書（指摘事項及び注意事項）（様式第2号）により、注意事項がある場合については実地指導結果通知書（注意事項）（様式第3号）により、特に改善の必要が認められなかった場合については実地指導結果通知書（様式第4号）により、通知を行うこと。

エ 改善報告書の提出 実地指導による結果及び改善通知書を送付した特定教育・保育施設等の設置者等に対し、通知した日から30日以内に実地指導による結果及び改善通知書で指摘した事項について、実地指導改善状況報告書（様式第5号）により報告を求めること。

（監査への変更）

第6条 市長は、実地指導中に、次の各号のいずれかに該当する場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

（1） 著しい運営基準違反が認められ、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合

（2） 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

（監査方針）

第7条 監査は、特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条若しくは第52条の規定による行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合、施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合又は前条各号に該当する状況を認めた場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。

（監査の実施）

第8条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて行う。ただし、第3号の情報に基づく場合は、事案の緊急性及び重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく行う。

（1） 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定教育・保育施設等の設置者等に係る情報

（2） 実地指導において確認した情報 実地指導において、特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

- (3) 重大事故に関する情報 死亡事故等の重大事故の発生又は当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、心身若しくは財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(監査方法等)

第9条 監査方法等は、次のとおりとする。

- (1) 実地検査等 特定教育・保育施設等の設置者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うもの

- (2) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査実施後速やかに監査結果通知書（様式第6号）によりその旨を通知すること。

イ 監査結果通知書を送付した特定教育・保育施設等の設置者等に対し、通知した日から30日以内に監査結果通知書で指摘した事項について、監査の結果に対する報告書（様式第7号）により報告を求めること。

- (3) 行政上の措置 違反疑義等が認められた場合は、必要に応じて県と連携を図りながら、法第39条、第40条、第51条及び第52条の規定に基づき伊勢崎市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年伊勢崎市規則第35号）の定めるところにより行政上の措置を機動的に行う。

- (4) 聴聞又は弁明の機会の付与 監査の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、監査後取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は除く。

(5) 不正利得の徴収

ア 勧告又は取消処分等を行った場合において、当該取消等の基礎となった事実が法第12条第1項に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、同項の規定により、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第2項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うこととする。

イ アに加え、取消処分等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、原則としてその支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることとする。

(情報提供)

第10条 市は、県に対して監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について情報提供を行う。

(重大事故が発生した場合の留意点)

第11条 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合は、検証の結果を踏まえた再発防止策について当該施設における対応状況等を把握し、今後の指導監督に反映させること。

(検査方針)

第12条 検査は、特定教育・保育施設等の設置者等が、法第55条第1項に規定する業務管理体制を整備していることを確認することを方針とする。

(検査方法等)

第13条 検査方法等は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査 特定教育・保育施設等に対し、所定の項目を記載した書類を提出させること。
- (2) 特別検査 次のいずれかに該当する場合に、状況に応じて適切な方法により行うこと。

ア 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由

がある場合

イ 度重なる指導によっても改善が見られない場合

ウ 正当な理由がなく一般検査を拒否した場合

(3) 検査結果の通知

ア 検査の結果、指摘事項がある場合については検査による結果及び改善通知書（様式第8号）により、特に指摘事項がない場合については検査結果通知書（様式第9号）により、通知すること。

イ 検査による結果及び改善通知書を送付した特定教育・保育施設等の設置者等に対し、通知した日から30日以内に検査による結果及び改善通知書で指摘した事項について、検査改善状況報告書（様式第10号）により報告を求めること。

（その他）

第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令甲第11号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第9条第3号の改正規定は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日訓令甲第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日訓令甲第8号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

○伊勢崎市子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等指導監
査規程

令和 2 年 3 月 31 日 訓令 甲 第 12 号

改正

令和 3 年 3 月 25 日 訓令 甲 第 1 号

令和 3 年 9 月 29 日 訓令 甲 第 8 号

伊勢崎市子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等指導監
査規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の規定に基づく指導（法第 30 条の 3 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により行う質問及び検査をいう。以下同じ。）及び監査（法第 58 条の 8 第 1 項の規定により行う質問及び検査をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導方針)

第 2 条 指導は、特定子ども・子育て支援施設等（法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる事項について周知徹底させるとともに、過誤及び不正の防止を図ることを方針とする。

- (1) 法第 58 条の 3 に定める特定子ども・子育て支援提供者（法第 30 条の 11 第 3 項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）の責務
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。）第 53 条から第 61 条までの規定の内容

(指導形態)

第 3 条 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 特定子ども・子育て支援施設等に対し、必要な指導の内容に応じ、特定子ども・子育て支援提供者を一定の場所に集めて講習等の方法により行

うもの

(2) 実地指導 特定子ども・子育て支援施設等に対し、市長が必要と認める場合に、運営基準の規定の遵守に関して指導を行うもの

(選定基準)

第4条 指導は、全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、次の選定基準により一定の計画に基づいて選定する。

(1) 集団指導の選定基準

ア 新たに確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等 おおむね1年以内に全ての施設を対象として選定すること。

イ ア以外の特定子ども・子育て支援施設等 制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定すること。

(2) 実地指導の選定基準

ア 定期的かつ計画的に対象となる特定子ども・子育て支援施設等を選定すること。

イ 実地指導の結果、法令に規定する最低基準又は通知等が遵守されていない事項（以下「指摘事項」という。）に係る改善状況に問題がある等により、引き続き指導が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等については、指導の必要に応じて選定すること。

ウ その他特に実地指導が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等を対象に選定すること。

(指導方法等)

第5条 指導方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知 指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を文書により、当該特定子ども・子育て支援提供者に通知すること。

イ 指導方法 特定子ども・子育て支援の提供、運営基準、施設等利用費の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行うこと。この場合において、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定子ども・子育て支援施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供を行うとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定すること。

(2) 実地指導

ア 指導通知 指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により、原則として指導実施日の属する月の前々月末までに当該特定子ども・子育て支援提供者に通知すること。

イ 指導方法 特定子ども・子育て支援提供者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行うこと。

ウ 結果通知 実地指導の結果、指摘事項がある場合については実地指導による結果及び改善通知書（指摘事項）（様式第1号）により、指摘事項及び指摘事項に該当しない軽微な事項（以下「注意事項」という。）がある場合については実地指導による結果及び改善通知書（指摘事項及び注意事項）（様式第2号）により、注意事項がある場合については実地指導結果通知書（注意事項）（様式第3号）により、特に改善の必要が認められなかった場合については実地指導結果通知書（様式第4号）により、通知を行うこと。

エ 改善報告書の提出 実地指導による結果及び改善通知書を送付した特定子ども・子育て支援提供者に対し、通知した日から30日以内に実地指導による結果及び改善通知書で指摘した事項について、実地指導改善状況報告書（様式第5号）により報告を求めること。

(監査への変更)

第6条 市長は、実地指導中に、次の各号のいずれかに該当する場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が認められ、当該特定子ども・子育て支援施設等を利

用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 施設等利用費の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(監査方針)

第7条 監査は、特定子ども・子育て支援施設等について、法第58条の9若しくは第58条の10の規定による行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合、施設等利用費の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合又は前条各号に該当する状況を認めた場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。

(監査の実施)

第8条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて行う。ただし、第3号の情報に基づく場合は、事案の緊急性及び重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく行う。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設等利用費の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定子ども・子育て支援提供者に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報 実地指導において、特定子ども・子育て支援施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報 死亡事故等の重大事故の発生又は当該特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、心身若しくは財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(監査方法等)

第9条 監査方法等は、次のとおりとする。

(1) 実地検査等 特定子ども・子育て支援提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援施設等その他特定子ども・

子育て支援施設等の運営に係りのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うもの

(2) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査実施後速やかに監査結果通知書（様式第6号）によりその旨を通知すること。

イ 監査結果通知書を送付した特定子ども・子育て支援提供者に対し、通知した日から30日以内に監査結果通知書で指摘した事項について、監査の結果に対する報告書（様式第7号）により報告を求めること。

(3) 行政上の措置 違反疑義等が認められた場合は、必要に応じて県と連携を図りながら、法第58条の9及び第58条の10の規定並びに特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について（令和元年11月27日付け府子本第689号・元文科初第1118号・子発1126第2号内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知）別添2特定子ども・子育て支援施設等監査指針により行政上の措置を機動的に行う。

(4) 聴聞又は弁明の機会の付与 監査の結果、当該特定子ども・子育て支援提供者に対して命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、監査後取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は除く。

(5) 不正利得の徴収

ア 勧告又は取消処分等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第30条の3において準用する法第12条第1項に定める偽りその他不正の手段により施設等利用費を受けた場合に該当すると認めるときは、同項の規定により、施設等利用費の全部又は一部について、同条第2項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うこととする。

イ アに加え、取消処分等を行った特定子ども・子育て支援施設等について不正

利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、法第30条の3において準用する法第12条第2項の規定により、当該特定子ども・子育て支援施設等に対し、原則としてその支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることとする。

（情報提供）

第10条 市は、県に対して監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について情報提供を行う。

（重大事故が発生した場合の留意点）

第11条 特定子ども・子育て支援施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合は、検証の結果を踏まえた再発防止策について当該施設における対応状況等を把握し、今後の指導監督に反映させること。

（その他）

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日訓令甲第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日訓令甲第8号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

令和 6 年度 伊勢崎市社会福祉法人等指導監査等 実施方針

1. 基本的な考え方

社会福祉法人、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、放課後児童健全育成事業者、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援施設等事業者（以下「法人等」という。）の指導監査等については、社会福祉法、介護保険法、児童福祉法及び子ども・子育て支援法等関係法令・通知等に基づき、法人等の適正な運営及び健全な事業経営の確保を図るとともに、良質なサービス事業者の育成と福祉サービスの一層の充実に向けて、重点的かつ効率的に実施するものとする。

2. 指導監査等の重点項目

前年度における指導監査等結果の傾向や法人等をめぐる近年の社会情勢等を考慮し、特に指導の必要があると思われる事項を踏まえ、以下により指導監査等を実施する。

(1)社会福祉法人における指導監査

社会福祉法第 56 条第 1 項及び伊勢崎市社会福祉法人指導監査実施規程に基づき、関係法令、通知で定める法人運営、施設会計の事項について指導監査を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を目的とし、次の点に留意し実施するものとする。

① 法人運営の適正化・透明化

ア 定款

- ・定款について、必要的記載事項が記載されているか。また、実態に反していないか。
- ・定款の変更が評議員会の特別決議によって行われ、遅滞なく申請又は届出がされているか。

イ 評議員・役員

- ・選任要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- ・報酬等の額が報酬の支給基準に従って支払われているか。

ウ 評議員会・理事会

- ・招集手続きは適正に行われているか。
- ・決議の省略を行っている場合は、その手続きが適正に行われているか。
- ・評議員会は、運営に係る重要事項の議決機関として、法令及び定款に定める事項を決議しているか。
- ・理事会は、業務執行の決定機関として、法令及び定款に定める事項を決議しているか。
- ・法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。

エ 監事の職務・義務

- ・法人の組織運営の状況、資産管理状況、計算書類等について監査が適切に実施されているか。
- ・理事会、評議員会に出席し意見等を述べる等、理事会に牽制効果を発揮するなどその職務が適正に遂行されているか。

オ 事業一般

- ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。

カ 資産管理

- ・所轄庁の承認を得ずに基本財産を処分、貸与又は担保に供していないか。
- ・不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。

キ 会計処理

- ・社会福祉法人会計基準を遵守し、経理規程等に基づいて事務処理が行われているか。
- ・契約については、経理規程等に基づいて適正に処理されているか。（入札実施状況、契約書作成状況、理事会決議や稟議書の作成等法人内での意思決定手続き等の確認）
- ・会計責任者等による内部牽制体制が確立されているか。
- ・現金及び預金の管理は適切にされているか。

ク その他

- ・登記しなければならない事項について、期限までに登記がなされている

か。

- ・苦情処理体制の整備等がされているか。
- ・法人の関係者（役員・評議員・職員等）に対して特別な利益を与えていないか。

② 指導監査事項の省略

伊勢崎市社会福祉法人指導監査実施規程第6条に基づき、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別紙「指導監査ガイドライン」のⅢ管理の3会計管理に関する監査事項を省略することができる。

(2) 地域密着型サービス事業における運営指導

介護保険法第23条及び伊勢崎市介護保険サービス事業者等指導監査規程に基づき、保険給付の適正化及び介護サービス提供の充実を図ることを目的とし、次の点に留意して実施する。

① 運営指導

ア 適正な契約確保

- ・利用者への重要事項の説明や同意書の徴取等を適切に行っているか。

イ 適正なサービスの提供

- ・ケアプラン等に基づいたサービス提供が行われているか。
- ・サービス提供の記録はあるか。
- ・利用料等の受領は適正か。
- ・各介護計画が作成されているか。
- ・サービス提供に係る計画が適切なアセスメントに基づいて作成されているか。
- ・モニタリング等を行ない、利用者の状況の把握及び必要に応じた計画の見直しがされているか。

ウ 業務継続計画の策定等

- ・感染症や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施及び早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、必要な措置を講じているか。（周知、研修、訓練）

エ 人権の尊重及び尊厳の確保

- ・虐待の発生・再発防止の措置が講じられているか。（虐待防止検討委員会、指針作成、研修、担当者配置等）
- ・身体的拘束等の適正化に取り組んでいるか。〔R7.3.31 まで経過措置あり〕

オ 安全対策の体制整備と徹底

- ・事故防止対策（設備の整備や研修の実施等）を講じるとともに、事故発生時に市への報告を含め、再発防止（ヒヤリハット事例を含む）のための適切な措置が取られているか。
- ・事故発生に備え、損害賠償保険の加入や賠償資金の確保をしているか。
- ・非常災害時の対応について適切な取組が行われているか。（具体的な防災計画の作成、連絡体制の確保、避難訓練等）
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じているか。（感染対策委員会、指針作成、研修等）
- ・食中毒の予防対策を講じているか。

カ 苦情処理体制の確保と適切な対応

- ・苦情処理体制の整備と利用者への周知がされているか。
- ・利用者からの苦情に対し、適切に対応するとともに、その内容等を記録しているか。

キ 秘密の保持

- ・職員が、業務上知り得た秘密を退職後も漏らしていないか。また、漏らさないための措置を講じているか。
- ・個人情報をはじめ他の機関に提供する時は、あらかじめ同意を得ているか。

ク 人員配置、勤務体制の確保

- ・従業者（資格・員数等）が適正に配置されているか。
- ・適切なサービス提供が行える勤務体制が確保されているか。
- ・研修の機会が確保されているか。
- ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が

害されることを防止するための措置を講じているか。

ケ インターネット上で情報の閲覧

- ・運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、ウェブサイトに掲載しているか。〔R7.3.31 まで経過措置あり〕

② 報酬請求指導

ア 介護報酬、自立支援給付費等の算定及び取扱い

- ・指定基準、報酬告示等に基づく適切な算定が行われているか。
- ・適正な加算、減算等が算定されているか。
- ・報酬改定による新たな報酬告示の要件に適合したサービスが提供されているか。

(3) 居宅介護支援・介護予防支援事業における運営指導

介護保険法第 23 条及び伊勢崎市介護保険サービス事業者等指導監査規程に基づき、保険給付の適正化及び介護サービス提供の充実を図ることを目的とし、次の点に留意して実施する。

① 運営指導

ア 適正な契約確保

- ・利用者への重要事項の説明や同意書の徴取等を適切に行っているか。
(居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合や、居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者等によって提供されたものが占める割合等の説明・同意を含む)

イ 適正なサービスの提供

- ・サービス提供に係る計画が適切なアセスメントに基づいて作成されているか。
- ・計画は利用者又はその家族への説明・交付し、同意を得ているか。
- ・モニタリング等を行ない、利用者の状況の把握及び必要に応じた計画の見直しがされているか。
- ・居宅サービス計画に位置づけられた居宅サービス等合計単位数が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居

宅サービス等合計単位数に占める割合が、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、市に届け出ているか。

ウ 業務継続計画の策定等

- ・感染症や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施及び早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、必要な措置を講じているか。（周知、研修、訓練）

エ 人権の尊重及び尊厳の確保

- ・虐待の発生・再発防止の措置が講じられているか。（虐待防止検討委員会、指針作成、研修、担当者配置等）
- ・身体的拘束等の適正化に取り組んでいるか。

オ 安全対策の体制整備と徹底

- ・事故防止対策（マニュアルの整備、研修の実施等）を講じるとともに、事故発生時に市への報告を含め、再発防止のために適切な措置が取られているか。
- ・事故発生に備え、損害賠償保険の加入や賠償資金の確保をしているか。
- ・非常災害時の対応について適切な取組が行われているか。（具体的な防災計画の作成、連絡体制の確保、避難訓練等）
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じているか。（感染対策委員会、指針作成、研修等）

カ 苦情処理体制の確保と適切な対応

- ・苦情処理体制の整備と利用者への周知がされているか。
- ・利用者からの苦情に対し、適切に対応するとともに、その内容等を記録しているか。

キ 秘密の保持

- ・職員が、業務上知り得た秘密を退職後も漏らしていないか。また、漏らさないための措置を講じているか。
- ・個人情報等を他の機関に提供する時は、あらかじめ同意を得ているか。

ク 人員配置、勤務体制の確保

- ・従業者（資格・員数等）が適正に配置されているか。

- ・適切なサービス提供が行える勤務体制が確保されているか。
- ・研修の機会が確保されているか。
- ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための措置を講じているか。

ケ インターネット上で情報の閲覧

- ・運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、ウェブサイトに掲載しているか。〔R7.3.31 まで経過措置あり〕

② 報酬請求指導

ア 介護報酬、自立支援給付費等の算定及び取扱い

- ・指定基準、報酬告示等に基づく適切な算定が行われているか。
- ・適正な加算、減算等が算定されているか。
- ・報酬改定による新たな報酬告示の要件に適合したサービスが提供されているか。

(4)放課後児童健全育成事業における指導検査

児童福祉法第34条の8の3第1項及び伊勢崎市放課後児童健全育成事業指導検査実施規程に基づき、適正な放課後児童健全育成事業の運営の確保を図ることを目的とし、次の点に留意して実施する。

① 運営指導

ア 利用者処遇の充実

- ・虐待等、心身に有害な影響を与える行為をしていないか。
- ・来所・帰宅時の安全確保がされているか。

イ 放課後児童クラブの運営

- ・必要な諸規程は整備されているか。規程に基づいた適切な運用がなされているか。
- ・配置基準に基づく必要な支援員等が確保されているか。
- ・定員を遵守しているか。
- ・支援員等の研修の機会が確保されているか。

- ・ 家族及び学校との連携に積極的に努めているか。
- ・ 子どもや保護者の意見を運営に反映させる仕組みがあるか。
- ・ 運営や事業内容について自己評価を行い、結果を公表しているか。

ウ 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- ・ 専用区画が設備及び運営基準に合った構造（静養スペースを含む）・面積となっているか。
- ・ 消火用具等は設置されているか。
- ・ 非常時（事故）の対応（ヒヤリハット事例を含む）・連絡・避難体制及び防犯体制について確保されているか。
- ・ 利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、利用者の所在を確認しているか。

エ 職場倫理及び事業内容の向上

- ・ 支援員等が、業務上知り得た秘密を退職後も漏らしていないか。また、漏らさないための措置を講じているか。
- ・ 個人情報をはじめ他の機関に提供する時は、あらかじめ保護者から同意を得ているか。
- ・ 苦情を受け付ける窓口を設置するなど、苦情解決に適切に対応しているか。

オ 安全計画の策定等

- ・ 設備の安全点検、支援員等、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた安全に関する指導、支援員等の研修及び訓練その他安全に関する事項について安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じているか。（周知、研修、訓練）

カ 業務継続計画の策定等

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じているか。（周知、研修、訓練）

(5)特定教育・保育施設等における実地指導

子ども・子育て支援法第14条及び伊勢崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等指導監査規程に基づき、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者及び特定地域型保育事業者（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）に対し、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とし、次の点に留意して実施する。

① 運営指導

ア 利用開始時の手続

- ・利用申込者への重要事項の説明や同意書の徴取等を適切に行っているか。

イ 利用者負担金の適正な取扱い

- ・費用の支払いに対し、領収書を交付しているか。
- ・費用の支払いを求める際には、使途・金額・理由を書面により説明しているか。

ウ 評価

- ・質の評価を行い、常にその改善を図っているか。

エ 運営規程の作成

- ・作成された運営規程等に法令で定められた事項が規定されているか。

オ 勤務体制の確保等

- ・適切な教育・保育を提供できるよう、職員の勤務体制を定めているか。
- ・職員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。

カ 虐待等の禁止

- ・虐待等、心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

キ 秘密の保持

- ・職員が、業務上知り得た秘密を退職後も漏らしていないか。また、漏らさないための措置を講じているか。
- ・個人情報等を他の機関に提供する時は、あらかじめ同意を得ているか。

ク 苦情への対応

- ・苦情に迅速、適切に対応するための必要な措置を講じているか。

- ・苦情を受付けた場合、苦情内容等を記録しているか。

ケ 事故防止対策

- ・事故発生防止のための指針を整備しているか。
- ・事故報告（ヒヤリハット事例を含む）、改善策を周知徹底する体制を整備しているか。

② 給付費請求指導

- ア 給付費等の算定にあたり、基本部分、加算部分、調整部分及び特定加算部分の支給要件を充足した上で、適正な金額の請求が行われているか。
- イ 加算を請求している場合、証拠となる記録、資料等が保管されているか。

(6) 特定子ども・子育て支援施設等における実地指導

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条及び伊勢崎市子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等指導監査規程に基づき、特定子ども・子育て支援施設等（一時預かり事業、私学助成幼稚園、認可外保育施設、子育て援助活動支援事業）の設置者に対し、特定教育・保育施設及び特定保育型地域事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53条から第61条までを遵守させるとともに施設等利用費の過誤及び不正請求の防止を図ることを目的とし、次の点に留意して実施する。

① 運営指導

ア 書類の確認

- ・特定子ども・子育て支援の提供をした記録があるか。
- ・保護者との間に締結した契約書等、保護者に対して発行した領収証の控え等（利用料と特定費用の金額がわかる書類）があるか。
- ・職員、設備及び会計に関する諸記録（勤務表、防災計画、事故に関する記録、決算書等）があるか。

イ 虐待等、心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

ウ 職員が、業務上知り得た秘密を退職後も漏らしていないか。また、漏らさないための措置を講じているか。

工 個人情報をはじめ他の機関に提供する時は、あらかじめ同意を得ているか。

3. 指導監査等の実施日程、対象施設等

(1) 実施日程

実施回数については、原則3年に1回とし、効率的かつ効果的に指導監査等を実施する。

4. 指導監査等の体制

(1) 原則2名体制とし、必要に応じて各事業の所管課職員同伴のもと指導監査等を行う。

(2) 特別監査等については、指導監査課長を含めた原則3名体制に加え、各事業の所管課職員と合同で実施する。

5. 指導監査等の結果

(1) 指導監査等の結果、法人等に改善が必要と認められるときは、法人等の代表者に対し改善点及び改善方法等を文書で通知する〔指摘事項または文書指摘（以下、指摘事項等という）〕。

また、文書で通知した指摘事項等は、通知日から30日以内に改善報告書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、改善が図られるまで指導を継続する。

(2) 指導監査等の実施後、指導事項等や改善報告などの情報について、群馬県や関係部課へ必要に応じて報告する。

また、当該年度の指導監査等の状況や結果については、指導監査等の実施結果概要として、ホームページに掲載する。

6. その他

指導監査等に係る法令・制度運用等に疑義が生じた場合には、群馬県や関係部課と協議を行うものとする。

令和 6 年度指導監査等の実施結果概要

令和 7 年 4 月発行

編集発行：伊勢崎市長寿社会部指導監査課